

基礎研 レポート

認知症・相続対策としての民事信託 成年後見制度を補完する可能性としての信託

保険研究部 取締役研究理事 松澤 登
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1——はじめに

1 | 成年後見制度の限界

家族が認知症になり自分で取引行為ができなくなった場合において、対応する法的な制度は成年後見制度のみであることは前回の基礎研レポート¹で述べた。しかし成年後見制度は家庭裁判所のコントロールの下に置かれ、また家族ではなく専門家が後見人となることが多いため、ハードルが高く、手間・コストがかかるというデメリットを抱えている。

一方で最近、寝たきりや認知症になる前の事前の準備として、民事信託や家族信託と呼ばれる家族による信託が提案され、さまざまなセミナーや勉強会が行われている²。まだまだ実務や法的な観点から未解決の部分を残す仕組みであるが、超高齢社会を迎えた日本において有益な制度と考えられ、本レポートで紹介をしたい。

2 | 信託とは

最初に、信託について説明をしたい。信託といっても〇〇信託銀行という種類の銀行があり、一般の銀行と類似の商品を販売しているという程度のイメージしかない方が多いのではなかろうか。CMを見ていると老後の資産相談に強そうだ、と思っていらっしゃるかもしれない。現在、信託のみを行う信託会社もあるが、伝統的にいえば信託を引き受けてきたのは信託銀行である。

それでは信託とは何であろうか。定義としては、委託者（A）が契約等³により、受託者（B）に

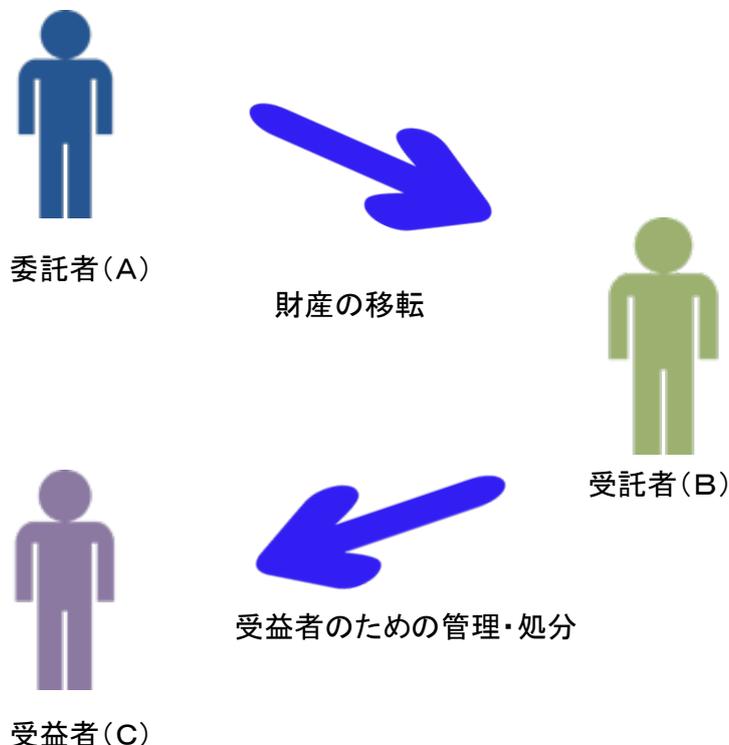
¹ 「[家族が認知症になったら—成年後見制度をしてみる](#)」（2018年9月26日）

² 民事信託あるいは家族信託の普及を推進してきた団体として、一般社団法人民事信託推進センター、一般社団法人家族信託協会、一般社団法人民事信託活用支援機構などがある。

³ 信託を設定する行為・取引は信託行為と呼ばれ、信託契約のほか遺言、自己信託の三種類がある。信託契約とは委託者と受託者との間の契約によって信託を設定する方式である（信託法第3第1項、第4条第1項）。遺言により設定される信託は一般に遺言信託と呼ばれ、遺言の効力発生により信託の効

対して、金銭等の財産を移転し、受託者（B）が、信託目的にしたがって受益者（C）のためにその財産の管理・処分等を行う制度である（図1参照）。

図1



まず、①委託者が自己の財産（金銭、有価証券、不動産など）を、受託者に対して移転する。したがって財産は受託者のものとなるが、②受託者は受益者のためにその財産に関して一定の行為を行うことが義務付けられる。これが信託である。

受益者は財産の運用成果などの給付を求める権利（受益権という）を当然に取得する（信託法第88条第1項）。このあたり第三者のためにする生命保険に似ている。夫（A）が保険会社（B）に対して自身の生命に保険をかけ、妻（C）を受取人にするような保険に例えられる。妻（C）は保険金受取人となるための意思表示を行わずに当然に保険金受取人になる（保険法第42条）。

ちなみに最近は低金利が続き、あまり報道がなされないが、信託銀行の貯蓄性商品として「ヒット」がある。これは指定金銭信託という商品で金銭を信託するものである。委託者と受益者が同じであることが通常なので一般の預金と区別しにくい、運用商品であり、預金とは異なり、元本保証・利率保証はない。法的に言えば預金は消費貸借又は消費寄託であるが、ヒットは信託である。

力も生ずる（信託法第3条第2項、第4条第2項）。自己信託とは公正証書等の書面又は電磁的記録で委託者が、自分が受託者となることを定めることにより信託を設定するものである（信託法第3条第3項）。たとえば委託者・受託者が、障がいを持つ自身の子である受益者のために投資用不動産を信託し、その収益を分配するなどのスキームが考えられる。

2— 家族による民事信託とは

信託に関しては、法律上の定義があるわけではないが、一般に民事信託と商事信託とがあるとされている。民事信託とは家族内部・親族内部における財産の管理、移転等を目的とするなど営利性に乏しいもの、商事信託とは投資・運用目的など営利性のあるものと理解されている⁴。

信託会社や信託銀行が受託している信託は、営利目的で行われているため商事信託であり、このような商事信託を行うためには主務官庁から免許または認可を得る必要がある（信託業法第2条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項）。

一方の民事信託は、高齢化の時代における資産管理ニーズの高まりを受け、受託者や受益者の権利義務の合理化を図った平成18年公布の新信託法の制定⁵をきっかけとして、注目を浴びるようになった。民事信託には免許等の監督の仕組みはない。契約のルールが信託法に定められているだけである。

民事信託は大きく言うと、①本人が認知症などで判断能力が低下した場合に備えてあらかじめ財産管理を受託者に移すこと、あるいは②特定の財産を相続時の財産分割協議から切り離して、確実に特定の相続人に相続させること、等を目的として家族間で信託を設定するものである。

具体的な事例で考えてみよう。

<事例>

Aには高齢の両親（父親X、母親Y）がいる。両親はX名義の一戸建てに住んでおり、X名義の賃貸アパートを経営している。Xは病がちであり、またYは軽度の認知症となっていて、将来的に家やアパートを維持することが困難になりそうである。

本事例においては、自宅をどうするか、アパートをどうするか、という問題がある。XからAにアパート等を生前贈与することも考えうるが、相続税より高額である贈与税等が課せられる懸念がある。そうすると賃貸アパート経営や自宅の修繕・改修等は、X存命中はXが契約者となつて行わざるをえないが、Xが寝たきりになった場合に支障をきたす。また、Xが認知症で判断能力がなくなつてしまえば預金の引き出しすら行えなくなるため、成年後見制度を利用するほかはない。また、X死亡時にYの認知症が進行して判断能力がない場合には、やはりXが認知症となつた場合と同様の問題が発生し、成年後見人が必要となる。

しかし、成年後見制度では、アパート建て替えのためにする金融機関からの借入行為や自宅売却などを行うためには家庭裁判所からの承認・許可、特別代理人の選任などの手続きを経る必要があり、ハードルが高いという問題がある。

<民事信託による対応>

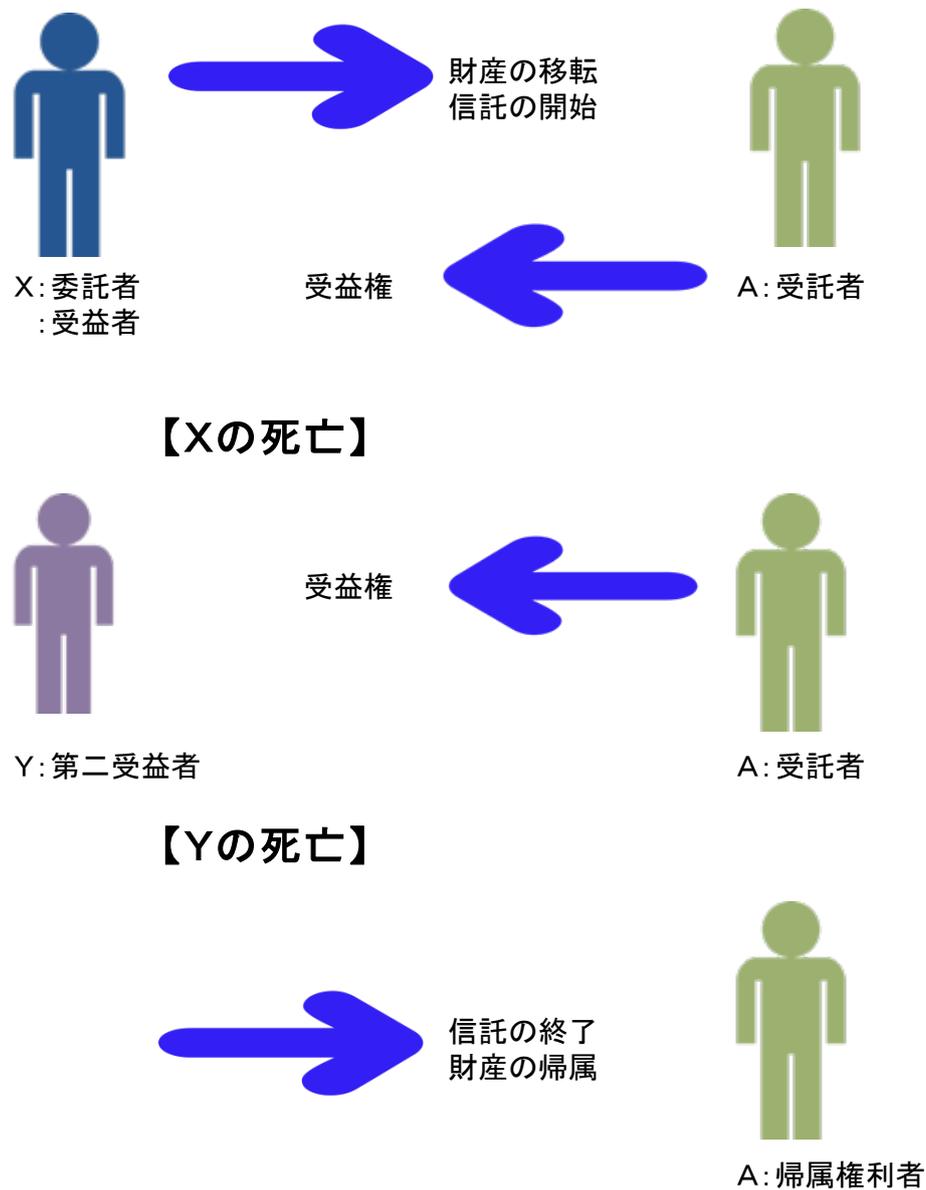
⁴ 佐藤哲治「Q&A信託法」（ぎょうせい2007年11月）p26

⁵ 受託者の義務に関して言えば、旧信託法では全面禁止であった利益相反行為について、受益者が承認した場合には認められるようにする改正（信託法第31条）などが挙げられる。

本事例において、アパート、自宅および一定額の現金について次のような信託契約を締結することを考える。

すなわち、XはAを受託者として財産を移転する。当初はXを受益者とし、X死亡時にはYが受益者となる（第二受益者）。Y死亡時には、財産はAに帰属するというスキームである。

図2



このような信託とすることにより、アパートも自宅もA名義となる。したがって受託者Aは自分の名義で借入をなしてアパートや家の修繕契約や建て替え契約を締結できる。あるいは施設入居などの資金を賄うなどのため自宅を売却することも可能である。信託終了時にはAが財産を取得する。

少し詳しくこのスキームについて順を追って見てみよう。

(信託契約の締結)

XとAとの間で信託契約を締結する。この信託契約はその後の手続きを円滑に進めるために公正証書とすることが望ましい。公正証書は公証役場で作成することができる。

契約の内容としては、Aが受託者兼帰属権利者たるべきこと、Xが委託者兼当初の受益者たるべきこと、YがX死亡後の受益者たるべきこと、移転される財産としては、アパート、自宅、一定の現金であること、信託は一定の日付で効力が開始すること、X・Y双方が死亡したときには信託が終了しAに財産が帰属することなどを定める。

後述するが、このように帰属権利者を定めることで、相続時の分割協議の対象となる財産から信託された財産（アパート等）を切り離し、信託終了時に信託された財産を特定の相続人（この場合はA）に相続させることができる。

(財産の移転)

契約を締結したら財産の名義を変更することとなる。アパートと自宅の登記をXからAへ変更する。具体的には登記原因を信託として、受託者A名義で所有権移転登記する。なお、アパートの賃貸借契約であるが、アパートの所有者が変更された場合、賃貸借契約はそのまま引き継がれる。賃借人の同意は不要と解されているので、賃借人に賃貸人変更の通知をしておくことでよい。

また、現金についてはX名義の預金口座から現金をXが引き出して、A名義の信託口座に入金する。信託口座は信託銀行や一部の地銀・信金で取り扱っているが、いまだ取り扱い金融機関は多くないようである。近隣に取扱銀行がない場合は一般の銀行にA名義の口座を新たにつくることにより、従来使ってきた自分の口座とは分けて信託された現金を入金する。

このように財産はXからAへと移転されることにより信託がスタートする。そしてAは信託財産を自分の財産とは分けて管理しなければならない。このことを分別管理義務という（信託法第34条）。

なお、信託の設定時点ではAには贈与税等は付加されない。税法ではこれらアパート・自宅・現金は受益者であるXが実質的に所有しているものと見ているためである⁶。

(信託の効果)

信託を設定し、財産の名義をAに移転したことにより、Xではなく、Aがアパートの経営・修繕、自宅の補修を行う。借入を行って建て直しもできる。また、そのための費用は信託口の預金を引き出して支払うことができる。一方、X・Yはアパートの賃料をA経由で受領することができ、また自宅に住み続けることができる。なお、自宅の賃料を支払う義務はなく、受益権の内容として居住することができる。

Xが亡くなった後はYが受益者となるため、Yは引き続き自宅に居住することができる。またYの

⁶ 所得税法13条1項では「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する」としている。なお、所有権移転登記に当たってはアパートや自宅の登記手数料として登録免許税が課せられる。

認知症の進行により施設に入所することになった場合、自宅はAが居住しても良いし、場合によっては施設入居費捻出のためAは売却することもできる。なお、施設入所に当たっては、入所契約を判断能力のないYが締結できないため、原則として成年後見人を選任する必要がある⁷。

(信託の終了)

Yが亡くなった場合、信託契約に定めたとおり信託は終了する。なお、YがXより先に亡くなっていた場合には、Xが死亡したときに信託は終了する。終了すると帰属権利者であるAにアパート・自宅・現金が帰属することになる。この際、アパートや自宅の登記について信託抹消登記をすることとなる。預金も信託口を閉鎖し、A名義の預金に振り替えることとなる。

信託終了時にはAに相続税が課される。信託設定時においては受益者であるXが実質的な所有者であると税法が見ていることは前述したが、税法は信託終了時点においては帰属権利者であるAに信託財産が遺贈されたと見るからである（相続税法第9条の2第4項）。

このような民事信託のスキームの特徴を述べたい。

①まず手続きについてであるが、成年後見制度では家庭裁判所の審判を経て成年後見人が付されるなど家庭裁判所が関与するが、民事信託ではそのような手続きは存在しない。その意味では手続きは簡素である。ただ、公正証書の作成や登記、信託に関する年一回の定期的な計算書類等の作成（信託法第37条）、税金の申告や納税があり、単に親の財産の面倒を子が見るという以上の手間がかかることに注意が必要である。

②次にコストであるが、成年後見人に専門職がついた場合には通常月額2～6万程度の報酬を要する⁸。一方で民事信託において報酬支払は義務ではない。親子の関係であれば無償というのでも差し支えないのでコストとしては安く済むともいえる。なお、甥姪などが受託者になるような場合には成年後見制度程度の報酬支払を行うことも考えられる。

③民事信託の大きなメリットとしては、成年後見では被後見人の利益になる取引しか成年後見人は行えないが、民事信託ではある程度の自由が利くという点が挙げられる。民事信託でも利益相反行為の禁止があるが、信託契約に定めた目的に反しない限りではという制限はあるものの、相続対策や住居の売却、アパートの建て替えなど成年後見人制度ではハードルが高いとされる取引行為も信託では容易である（信託法第31条）。

④また、このスキームは相続対策を兼ねている。信託をすることで信託財産は遺産分割の対象から除外されることとなるため、この事例では自宅・アパートは遺産分割協議によらず確実にAに継承されることとなる。Y死亡の時点でAが実質上も自宅・アパートの所有者となるとみなされ、Aに相続税が課される。

留意したいのはAのほかに相続人がいるケースである（Aに弟Bがいるようなケース）。その場合に

⁷ 現実には家族の同意のみで入所させることも可能な場合もあると思われる。

⁸ 横浜家庭裁判所資料 http://www.courts.go.jp/yokohama/vcms_1f/seinenkoukenhousyuugaku230401.pdf

はBが遺留分を主張してきて、Aが遺留分減殺相当額を支払うこととなる可能性がある⁹。そのためには、一部現金や有価証券などを別に用意しておいて、これらをBに残すように遺言をしておくことが考えられる。

⑤このスキームは高齢者の消費被害や投資被害の防止にもつながる。判断力の衰えた高齢者の資産保護のためにも有用である。なお、昨今、信託銀行でも親族の同意がなければ、払戻ができないようなサービスもある¹⁰。

⑥一方で限界もある。民事信託では受託者は信託財産についてのみ権限を持つ。受益者の代理権を持つわけではない。したがって判断能力がない場合においては、先に述べた施設への入居契約や入院契約、あるいは信託されていない預金や有価証券¹¹などの取引に当たって、成年後見人を付して取引を行う必要がある。この意味では成年後見制度と補完させながらスキームを組んでいくのが一案である。

4—おわりに

本稿では寝たきり・認知症対策としての民事信託について解説を加えた。民事信託は事業承継対策にも活用できる。また、詳細を述べることはしないが、信託の方式を利用すれば次の次の世代への財産継承（たとえば子⇒孫）まで定めておくこともできる。ただ、最初に述べたとおり、未だ実務・法務等で未解決の部分もあり、現状、実際にスキームを組むに当たっては家族間でよく相談すると共に、税理士や司法書士などの専門家への相談は必須である。

留意すべきは、本稿で述べたスキームはあくまでXの意思能力が正常なときに組めるものという点である。Xが意思能力を欠くような場合は、やはり成年後見人を立てるほかはなくなる。また、民事信託を組んだ場合でも本文の通り、成年後見人が必要となる場合もある。

成年後見制度は被後見人の利益保護のために法律が厳重な手続きを課している。一方、民事信託は信託法改正を契機として、民間の工夫により出来てきた仕組みである。委託者・受益者は受託者を監督する権限を有しているものの、結局は受益者の利益保護は受託者への信頼というところにかかっている。未だ発展途上である民事信託が根付くかどうか、今後の動向に注目する必要がある。

⁹ 民法 1028 条。子が相続人の場合には、被相続人の財産の二分の一に自己の相続割合をかけたものを自己の遺留分として請求できる権利を有する。

¹⁰ 信託銀行では解約制限付信託と呼ばれる商品を取り扱っており、払戻に親族の同意が必要であるほか、一定額を定期的に普通預金口座に払い込むなどの機能を有したものなどがある。

¹¹ 上場株式などを信託口として預かってくれる証券会社はあまりないようである。